

## リーディングスキルテスト受検規約

### 第1条（目的）

リーディングスキルテスト受検規約（以下「本規約」といいます）は、一般社団法人 教育のための科学研究所（以下「当研究所」といいます）が「リーディングスキルテスト」の名称で提供する汎用的読解力診断テスト（以下「RST」といいます）の受検に関する条件を定めたものです。

### 第2条（定義）

本規約について、次の用語はそれぞれ次の意味で使用するものとします。

- (1) 「申込者」とは、RST 受検を当研究所に申し込む者をいいます。
- (2) 「受検者」とは、申込者を通じて RST を受検する者をいいます。
- (3) 「リーディングスキルテスト申込書」とは、RST 受検の申込に用いる当研究所所定様式のリーディングスキルテスト申込書のことをいいます。紙あるいは電磁的によるものなど媒体や方法の如何を問いません。
- (4) 「本規約等」とは、本規約および当研究所ホームページ等に掲載した RST 受検に関する条件、当研究所の個人情報保護方針、当研究所と申込者との間で RST 受検に関して別途締結された特約事項、その他 RST 受検に関する各種条件をいいます。
- (5) 「動作確認用 URL」とは、申込者の受検環境で RST 受検が可能であることを確認するためにアクセスする URL のことをいいます。
- (6) 「受検用 URL」とは、受検者が RST 受検をするためにアクセスする URL をいいます。
- (7) 「成績ダウンロード用 URL」とは、「申込者が受検者の受検結果をダウンロードするためにアクセスする URL をいいます。
- (8) 「成績ダウンロード用パスワード」とは、申込者が成績ダウンロード用 URL へアクセスするために入力するパスワードをいいます。

### 第3条（受検申込）

1. 申込者は本規約を確認し、同意の上で、当研究所所定の手続きに従いリーディングスキルテスト申込書を当研究所に提出することにより、受検の申込を行うものとします。
2. 申込者は、受検者から RST 受検についての同意を得るものとし、同意を得たうえで受検申込を行うものとします。また、申込者が教育機関または法人等（以下「申込機関」といいます）の場合は、当該申込機関の担当部局・部門における必要な決裁手続きを経て受検申込を行うものとします。
3. 申込者および受検者は、本規約等が著作権法で定める権利制限規定に優先することを承諾するものとします。
4. 当研究所は、申込者が以下の場合に該当する場合、受検申込を承諾しない場合があります。
  - (1) 申込者が、過去に本規約等の違反等により、本規約に基づく RST 受検に関する契約の解約

または解除が行われている場合

- (2) リーディングスキルテスト申込書に不備もしくは事実に反する内容またはその恐れがある場合
  - (3) 受検申込を承諾することに技術上または当研究所の業務運営上、著しい支障があると当研究所が判断した場合
  - (4) 申込者が受検料、その他の当研究所に対する金銭債務（当研究所がその債権を第三者に譲渡した場合における当該第三者に対する金銭債務も含まれます。以下同じ。）の支払を現に怠り、または怠る恐れがあると当研究所が判断した場合
  - (5) 当研究所の事業上の秘密を調査する目的であると当研究所が判断した場合
  - (6) その他当研究所が、申込者からの申込を不相当と判断する場合
5. 申込者から第三者に対して RST 受検を再販することはできないものとします。
  6. 当研究所が第 1 項に基づく申込みを承諾した場合は、申込受付後の案内を電子メールにて送信し、RST 受検に関する契約はその送信日時をもって成立するものとします。RST 受検に関する契約の成立をもって、申込者は本規約等に同意したものとみなします。
  7. 当研究所が申込みを承諾した後に、申込者が申込内容を変更したい場合には、当研究所の所定の手続きに従い変更を申請するものとします。当研究所は申請内容に基づき、変更の可否を判断するものとします。

#### 第 4 条 （通知および同意の方法）

1. 当研究所から申込者への通知は、電子メール、郵送、その他当研究所が適当と認める方法により行われるものとします。
2. 前項の通知が電子メールで行われる場合、申込者の電子メールアドレス宛に発信したことをもって申込者への通知が完了したものとみなします。なお、当研究所から通知された電子メールの内容がデータ化け等により読み取ることができない場合は、申込者は直ちに当研究所に連絡し、その通知内容を確認するものとします。
3. 申込者は申込後に住所や連絡先等に変更があるときは、速やかに当研究所に通知するものとします。連絡先に変更があったのにも関わらず、当研究所に届け出がないときは、当研究所からの通知については申込時の連絡先への発送・発信をもってその通知が完了したものとみなします。

#### 第 5 条 （RST 受検）

1. RST 受検の利用期間はリーディングスキルテスト申込書に記載された期間とします。
2. 当研究所は当研究所の都合により、いつでも RST 受検の全てまたは一部を変更または追加（以下総称して「RST 受検変更等」といいます）することができるものとします。ただし、RST 受検変更等が申込者または受検者に重大な影響を及ぼすと当研究所が判断した場合、当研究所は予め RST 受検変更等の内容について、申込者に通知するものとし、対応を協議するものとします。
3. RST 受検変更等により申込者、受検者その他の第三者に損害が生じたとしても当研究所は一切責任を負わないものとします。

4. 申込者は RST 受検の提供に供する設備の容量を超える利用がなされ、またはその恐れがある場合、システムダウンや受検画面にアクセスできなくなるなどの障害（以下「障害」といいます）が発生する可能性があることをあらかじめ了承するものとします。当研究所は障害が発生した場合、速やかにその旨を申込者に通知するよう努めるものとします。また、当該障害の影響で適切に受検ができなかった場合は、障害復旧後に再受検を認めることとします。再受検の期間は別途設定するものとします。なお障害により申込者、受検者その他の第三者に損害が生じたとしても当研究所は一切責任を負わないものとします。
5. RST 受検の利用は日本国内に限ります。当研究所は日本国外におけるサービスの利用につき、法令上、技術上その他いかなる保証も行いません。
6. 受検者の RST 受検は学校内または社内（申込者の指揮監督下にある職員・社員のみを受検させる場合に限り、社内には社内ネットワークに接続できる環境下の場所を含みます。）で申込者の監督下で行うこととし、申込者は第 9 条 1 項の遵守のために適切な措置をとることとします。

#### 第 6 条（受検者）

1. 申込者は受検者にリーディングスキルテストを受検させる場合、本規約等に定める申込者の義務を受検者に遵守させ、かつ、申込者と受検者との契約条件が本規約等に矛盾しないことを保証するものとします。受検者の義務違反があった場合、当該受検者の RST 受検利用を直ちに終了させるものとします。
2. 申込者は受検者の RST 受検の利用について、一切の責任を負うものとします。申込者は RST 受検の利用に伴い、受検者を含む第三者からクレーム等の請求がなされた場合、自己の責任と費用をもって処理、解決するものとし、当研究所を当該クレームから免責し、かつ当該クレームに関連して当研究所に発生した一切の損害、費用、損失等を補償するものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、申込者による RST 受検の利用に関連して、第三者が当研究所に対して何らかの請求を行い、または訴訟を提起した場合、申込者は当研究所が当該第三者に対応するに際し、あらゆる協力を行い、また当該請求、訴訟に関連して当研究所に発生した一切の損害、費用、損失等（合理的な弁護士費用を含みます）を補償するものとします。
4. 受検者に対する RST 受検の利用に関するサポートは申込者の責任で行うものとします。当研究所は受検者に対していかなるサポートを提供する義務を負わないものとします。

#### 第 7 条（RST 受検情報の利用）

1. 当研究所は、RST の受検情報を以下の目的で利用します。
  - (1) 「読解力」の定義確立、問題開発、試験の実施、データ収集、他テストとの関連性分析
  - (2) 「読解力」の意義普及、試験の普及促進、社会的有用性の確立、講演開示、広報活動
  - (3) 「読解力判定」サービスの提供、読解力向上指導についての情報提供
  - (4) 前各号に挙げるもののほか、当研究所の目的を達成するために必要な事業
2. 当研究所は、次の目的で、RST の受検情報を受検者、受検機関および申込者が特定されないよ

うに加工したうえで、第三者に提供することがあります。第三者に提供する場合は、利用目的を審査し、内容の妥当性を判断した上で行います。

- (1) 学術研究機関または企業研究機関における読解力または教育の向上などの公共的または公益的な研究への情報提供
  - (2) 当研究所が公共目的と判断する活動
3. 申込者は、RST の受検情報の利用について、全ての受検者本人および未成年の場合は保護者の同意を取得しているものとします。

#### 第 8 条（受検用 URL 等）

1. 申込者は、RST 受検の利用に必要な動作確認用 URL および受検用 URL、成績ダウンロード用 URL および成績ダウンロード用パスワード（以下「URL 等」といいます）を当研究所から提供を受けた場合、URL 等を第三者に開示、貸与、共有しないとともに、第三者に漏洩することのないよう、厳重に管理するものとします。
2. 各 URL 等にアクセスできる期間は以下の通りとします。
  - (1) 動作確認用 URL および受検用 URL：第 5 条 1 項に定める利用期間内
  - (2) 成績ダウンロード用 URL および成績ダウンロード用パスワード：ダウンロード可能期間まで
3. 申込者は URL 等の盗難や不正利用等の事実を知った場合、直ちにその旨を当研究所に通知するものとします。この場合において当研究所から指示があったときは、これに従い対応するものとします。
4. 申込者による URL 等の管理不十分もしくは使用上の過誤または第三者による利用等により、申込者・受検者その他第三者に損害が発生した場合でも、当研究所は何ら責任を負わないものとします。
5. 第三者が URL 等を用いて、RST 受検を利用した場合、当該行為は申込者の行為とみなされるものとし、申込者はかかる利用についての料金の支払いその他の債務を一切負担するものとします。また、当該行為により当研究所が損害を被った場合、申込者は当該損害を補填するものとします。

#### 第 9 条（禁止事項）

1. RST 受検の利用にあたり、申込者および受検者による以下の行為を禁止します。
  - (1) リーディングスキルテスト受検時（動作確認時も含む）に表示される画面の撮影または内容を記録すること、また第三者に内容を漏洩すること
  - (2) 申込み時に選択した受検対象者以外の者がリーディングスキルテストを受検すること
  - (3) URL 等を不正に使用または利用する行為、または URL 等を漏洩する行為
  - (4) その他本規約等もしくは法令に違反する、または違反する恐れのある行為
2. 申込者および受検者が前項に該当する行為をなしたことにより、当研究所に損害が生じた場合、RST 受検の利用期間経過後であっても、申込者は当該損害について全ての責任を負うものとします。
3. 申込者は、第 1 項各号のいずれかに該当する行為がなされたことを知った場合、または該当する行為がなされるおそれがあると判断した場合は、いずれも当研究所に通知するものとします。

#### 第 10 条（受検料）

1. RST 受検料その他の費用（以下「受検料」といいます）は、当研究所ホームページ上で申込みいただいた人数に応じて RST の受検に関わる費用の見積書を発行します。
2. 第 1 項の定めに関わらず、RST 受検終了後に、当研究所は実際の延べ受検者数を基に受検料を再計算し、申込者へ当該金額の請求書を発行します。ただし、実際の延べ受検者数が申込み時に当研究所のホームページ上等に記載される当研究所が定める最低受験者数に満たない場合には、受検料は最低受験者数分の受検料とし、当該金額の請求書を発行します。
3. 申込者は請求書受領後、指定された期日までに受検料について消費税（地方消費税を含みます）相当額とともに当研究所指定口座に振り込むことによって支払うものとします。振込手数料その他の費用は申込者の負担とします。
4. 当研究所は理由の如何を問わず、いったん支払われた受検料の払い戻しは行わないものとします。

#### 第 11 条（RST 受検の提供中断）

1. 当研究所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込者への RST 受検の全部または一部の提供を中断できるものとします。
  - (1) 天災地変その他不可抗力により RST 受検の提供ができない場合
  - (2) RST 受検に供する機器・設備等の保守または工事を実施する必要がある場合
  - (3) RST 受検に供する機器・設備等に故障、障害その他やむを得ない事由が生じた場合
  - (4) 災害の予防もしくは救援、交通、通信もしくは電力の供給の確保または秩序の維持に必要な通信その他公共のために必要がある場合
  - (5) システムへのアクセスが集中する等、当研究所の運用上または技術上、当研究所が RST 受検の全部または一部の提供を中断する必要があると認めるとき
2. 当研究所は、前項の定めにより RST 受検の全部または一部の提供を中断する場合は、あらかじめその旨を申込者に通知するものとします。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
3. 第 1 項の定めに基づき RST 受検の提供を中断したことにより申込者または受検者に何らかの損害が生じた場合であっても、当研究所は一切その責任を負いません。
4. 第 1 項の定めに基づき当研究所が RST 受検の提供を中断した場合には、別日に RST 受検の提供を行うものとします。この場合、申込者は、申込みを取り消すことができ、申込者からその旨の通知があった場合には当研究所は受検料を請求しないものとします。

#### 第 12 条（RST 受検の提供停止）

1. 当研究所は、次の各号のいずれかに該当する場合には、申込者への RST 受検の全部または一部の提供を停止できるものとします。
  - (1) 第 9 条に定めるいずれかの事項の違反その他の申込者または受検者による本規約等の違反があると当研究所が判断した場合

- (2) 申込者がサービス料金その他の当研究所に対する金銭債務を支払わない場合（当研究所がその支払いの事実を確認できない場合を含みます）
  - (3) 受検申込書その他当研究所への通知内容に虚偽申告または記入もれがあった場合
  - (4) 当研究所より申込者に対して連絡を取ることができなくなった場合
2. 当研究所は、第 1 項に基づき申込者への RST 受検の全部または一部の提供を停止する場合、あらかじめその旨を申込者に通知するものとします。ただし緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
  3. 第 1 項に基づき RST 受検の全部または一部の提供を停止したことにより申込者または受検者に何らかの損害が生じた場合であっても、当研究所は一切その責任を負いません。

#### 第 13 条（個人情報等の取り扱い）

1. 当研究所は、RST 受検に関連して取得した申込者情報を当研究所が別に定める「個人情報保護方針」および本規約に従って取り扱います。「個人情報保護方針」は当研究所ホームページにてご確認いただけます。
2. 当研究所からは、ログイン時に受検者個人を当研究所が特定できる情報の入力を要求しません。また、当研究所において、受検者がログイン時に入力した情報を用いた個人の特定は行いません。

#### 第 14 条（解除）

1. 当研究所は、申込者が本規約等の定めの一にでも違反した場合または第 12 条第 1 項により RST 受検の提供が停止された場合、申込者に対し当該違反または当該停止の原因となった事由を是正するよう書面にて催告し、当該書面の受領日より 10 日以内にその是正がなされたいときは、当該期間の経過をもって当然に RST 受検に関する契約を解除し、被った損害の賠償を申込者に請求することができるものとします。
2. 申込者または当研究所が次の各号のいずれかに該当する場合、相手方は、何らの通知催告を要せず、即時に RST 受検に関する契約を解除できるものとし、被った損害を請求することができるものとします。
  - (1) 自己振出の手形または小切手が不渡り処分を受ける等の支払い停止状態となった場合
  - (2) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったときまたは租税滞納処分を受けた場合
  - (3) 破産、会社更生手続き開始もしくは民事再生手続き開始の申し立てがあった場合または清算に入った場合
  - (4) 解散または営業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとした場合
  - (5) その他財産状況が悪化しまたはその恐れがあると認められる相当の事由がある場合
  - (6) その他 RST 受検を履行することが困難となる事由が生じた場合
3. 申込者が前項各号の一つにでも該当した場合、申込者は当然に債務の期限の利益を失い、その時点において当研究所に対し負担する一切の債務を直ちに弁済しなければならないものとします。

#### 第 15 条（RST 受検終了後の処理）

RST 受検の終了日以降、当研究所は申込者および受検者にかかる一切の情報、データを RST 受検に供する設備等から消去できるものとし、当該消去に関して当研究所はいかなる責任も負わないものとします。

#### 第 16 条（残存条項）

本規約等における定義条項、第 2 条、第 5 条 3 項、第 6 条第 2 項乃至第 4 項、第 7 条、第 8 条、第 9 条 2 項、第 10 条、第 11 条 3 項、第 12 条 3 項、第 13 条、第 14 条、本条、第 21 条、その他 RST 受検終了後も存続すると考えられる規定は、RST 受検終了後および RST 受検に関する契約終了後も有効に存続するものとします。

#### 第 17 条（守秘義務）

1. 申込者および当研究所は、RST 受検のため、開示時に相手方から機密である旨を明示して開示された有形の情報（以下「機密情報」といいます）を、相手方の事前の書面による同意なく、RST 受検の利用または提供の目的以外に利用してはならず、かつ RST 受検の利用期間の終了後または RST 受検に関する契約の終了後 3 年間、第三者に開示または漏洩しないものとします。
2. 以下に定める情報は、機密情報に含まれないものとします。
  - (1) 相手方が開示した時点で公知である情報または相手方の開示後、自己の責任によらず、公知となった情報
  - (2) 自らが、第三者から守秘義務を負うことなく正当に取得した情報
  - (3) 自らが独自に開発した情報
  - (4) 開示される以前に自らがすでに所有していた情報
3. 前各項の定めにかかわらず、申込者および当研究所は、機密情報のうち法令の定めに基づきまたは権限ある官公署からの要求により開示すべき情報を、当該法令の定めに基づく開示先または当該官公署に対し開示できるものとします。この場合、申込者および当研究所は、関係法令に反しない限り、当該開示前に開示する旨を相手方に通知するものとし、開示前に通知を行うことができない場合は開示後すみやかにこれを行うものとします。

#### 第 18 条（本規約の変更）

当研究所は、当研究所ホームページに掲載するか、当研究所が適当と判断する方法で申込者に通知または周知することにより、本規約を変更できるものとします。変更された条件は、当研究所ホームページへの掲載時、または当研究所による申込者への通知または周知時をもって、発効するものとし、申込者は、その後に受検の申込をしたときは、変更後の本規約に同意したものとします。

#### 第 19 条（知的所有権）

RST 受検に関連して当研究所が作成または提供したソフトウェア、マニュアル、ノウハウ、データベース、コンテンツ、その他の知的財産およびそれらに関連する一切の権利は全て当研究所または権利者に留保され、申込者は RST 受検を利用する目的の範囲内に限り、これらを使用し、受検者に使用させることができるものとします。

#### 第 20 条（委託）

1. 当研究所は、RST 受検の提供に関して必要となる業務の一部をリーディング・スキル・テスト株式会社に委託しています。
2. 申込者は、前条のことを了解した上で、受検申込を行うものとします。

#### 第 21 条（合意管轄）

RST 受検に関連して申込者と当研究所との間で紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属管轄裁判所とします。

#### 第 22 条（反社会的勢力の排除）

1. 申込者は、当研究所に対して、次の各号について表明し保証するものとします。
  - (1) 自らまたは自らの役員に暴力団、暴力団関係企業、総会屋等の反社会的勢力（以下、総称し「反社会的勢力」という）の構成員がいないこと
  - (2) 反社会的勢力の構成員が自らの経営に実質的に関与していないこと
  - (3) 取引先に反社会的勢力（実質的に関与している者等を含む）が存在しないこと
  - (4) 反社会的勢力に対して資金を提供または便宜を供与する等、反社会的勢力の維持運営に協力、関与していないこと
  - (5) 自らまたは自らの役員が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
2. 当研究所は申込者が第 1 項に違反した場合、申込者に何ら通告することなく、RST 受検に関する契約を解除することができるものとします。
3. 当研究所は、第 1 項に基づき、RST 受検に関する契約を解除した場合、申込者に損害が生じてもその賠償責任を負わないものとします。

本規約は RST 受検の申込日より、効力が発生するものとします。

一般社団法人教育のための科学研究所

（2022 年 5 月 21 日更新）